

■ 固定資産税課税台帳記載事項証明について

固定資産課税台帳を閲覧できる人や訴訟当事者等が、当該権利部分に関する固定資産課税台帳の記載事項証明を求めることができます。

手数料・・・1枚 300円

■ 固定資産評価審査委員会への審査申出について

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合には、

4月1日から納税通知書を受けた日以降60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

○固定資産評価審査委員会（国分寺公民館1階）☎40-5562

縦覧・閲覧について、その他分からないことがありましたら、税務課資産税係（☎40-5554）までお気軽にお問い合わせください。

お知らせ**

- ◆平成18年度は3年に一度の評価替えの年です。
- ◆平成18年度税制改正により、土地（特に宅地）の課税が変わります。
（詳細につきましては次回の広報でお知らせします。）
- ◆固定資産税・都市計画税の課税は毎年5月になります。（旧南河内町の方は4月課税から5月課税に変更になりますので、ご注意ください。）
- ◆固定資産税は1月1日時点で課税するものですので、平成18年度の課税は各旧町単位になります。従って合併による価格への影響はありません。
- ◆平成18年度の固定資産税関係の証明書は4月1日から発行します。
ただし、公課証明は納税通知書発送後（5月16日以降）になりますので、ご了承ください。

軽自動車の廃車の手続きは 4月1日 までに！

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者の方に課税になります。軽自動車（農耕車、原付バイクを含む）を所有しなくなった時は、速やかに廃車の手続きをしてください。4月1日以降に廃車手続きをされた場合は、その年度の軽自動車税は課税になります。各種軽自動車の廃車手続き場所は次の一覧表のとおりです。

軽自動車の種類	軽自動車税（円）	廃車手続き場所
原付一種（50cc以下）	1,000	下野市役所市民課 ・国分寺窓口 ・石橋窓口 ・南河内窓口
原付二種（90cc以下）	1,200	
原付三種（125cc以下）	1,600	
テラー	1,600	
トラクター	1,600	
コンバイン	1,600	
フォークリフト等	4,700	
ミニカー	2,500	関東運輸局 栃木運輸支局 ☎028-658-7012 宇都宮市八千代1-14-8
二輪（側車付のものを含む）	2,400	
二輪の小型自動車	4,000	
三輪	3,100	軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎028-645-5161 宇都宮市西川田本町1-2-37
四輪乗用（自家用）	7,200	
四輪貨物（自家用）	4,000	
四輪乗用（営業用）	5,500	
四輪貨物（営業用）	3,000	
ボートトレーラー	2,400	

● 次の点にご注意ください。

- ・運輸支局、軽自動車検査協会で廃車の手続きをされる場合は、下野市で発行する証明書を添付する必要があります。（証明書は市民課各窓口において無料で発行しています。）
- ・旧国分寺町の方は廃車の手続き場所が変更になっています。
- ・市外に転出した場合は住所変更、所有者が死亡された場合は名義変更の手続きが必要です。

問い合わせ先 総務企画部 税務課 資産税係 ☎40-5554